

制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び那覇市明治橋貸切バス待機場整備事業（明治橋貸切バス待機場プレハブ賃貸借）制限付一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（以下「令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき公告する。

那覇市長 城間 幹子



1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 明治橋貸切バス待機場整備事業（明治橋貸切バス待機場プレハブ賃貸借）
- (2) 履 行 場 所 那覇市通堂町 1 番
- (3) 事 業 目 的 貸切バス待機場整備を行うにあたり、乗務員用の休憩所を待機場内に設置する。
- (4) 事 業 方 法 発注者が提案する休憩所（プレハブ造建築物等）を受注者が設置し、発注者がこれを借り受ける。
- (5) 業 務 内 容 「賃貸借契約仕様書」に示すプレハブ（休憩所）施設の設置、撤去、賃貸、維持管理及びその他の関連施設業務
- (6) 引 渡 し 日 平成 31 年 9 月 30 日（月）
- (7) 予 定 価 格 公表しない。
- (8) 最低制限価格 設定しない。
- (9) 事業基本条件
  - ①賃貸借期間 契約日から平成 32 年 3 月 31 日まで
  - ②期間満了後の処置  
受注者は、プレハブ（休憩所）を解体・撤去し原状回復する。
  - ③休憩施設の規模・内容  
別添「賃貸借契約仕様書」等を参照のこと。
  - ④所有関係  
プレハブ（休憩所）の所有者は、受注者にあるものとする。
  - ⑤前払金  
前払金の支払いはなし。

⑥賃借料の支払い

別添「賃貸借契約仕様書」を参照のこと。

⑦公租公課について

消費税・地方消費税を除くその他の公租公課については、別添「賃貸借契約仕様書」を参照のこと。

⑧手続き

事業にあたって官公庁その他への手続きと、これに要する費用は受注者の負担とする。

⑨その他

別添「賃貸借契約仕様書」参照のこと。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 定款又は商業登記簿で仮設用建築物の賃貸業を営んでいることを定めている者であること。
- (3) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成26年那覇市訓令第17号)第6条に規定する資格者名簿(平成30・31年度建築)に登録がある者であること。
- (4) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格者として認定され、資格者名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (8) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。)
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として、公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。
- (10) 建設業法の規定に基づく監理技術者又は主任技術者(同法第26条第3項の規定に該当

する場合は、専任の者に限る。)を配置できる者であること。ただし、リース期間など現場作業を要しない場合においては、専任の配置を要しないものとする。

(11) その他市長が定める要件を満たしている者であること。

### 3 設計図書等の閲覧、質問、回答

- (1) 閲覧方法 那覇市ホームページ(観光課)上で公表する。  
<http://www.city.naha.okinawa.jp/>
- (2) 閲覧期間 平成31年4月8日(月)～平成31年4月18日(木)
- (3) 質問期間 平成31年4月9日(火)～平成31年4月11日(木)  
「質問書」・「数量質問書」はFAXで提出すること。(質問がない場合は不要)  
※提出先 : 観光課 FAX098-862-1580 玉城あて
- (5) 回 答 平成31年4月15日(月)  
※那覇市ホームページ(観光課)に17時までに掲載する。

### 4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年4月19日(金) 午前10時
- (2) 場 所 那覇市役所 本庁6階会議室 601号室(那覇市泉崎1-1-1)
- (3) 提出書類 ア 入札書  
イ 内訳書  
※代理人が出席する場合は委任状を提出。
- (4) 落札保留 開札後に入札参加資格審査を行うため落札を保留とする。

### 5 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

- (1) 提出期限 平成31年4月22日(月)17時まで
- (2) 提出方法 落札候補者は、下記の資格審査書類を観光課まで提出すること。
- (3) 提出書類 ア 入札参加資格審査申請書  
イ 最新の経営事項審査結果通知書  
ウ 定款又は商業登記簿(仮設用建築物の賃貸業を営んでいることの記載があるもの)の写し  
エ 建設業許可証明書又は建設業の許可の写し  
オ 配置予定技術者  
カ その他市長が必要と認めるもの

### 6 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により落札者を決定する。

## 7 入札保証金、契約保証金に関する事項

入札保証金 免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく落札通知を受けた日から7日以内に契約締結をしないときは、その落札は効力を失い、免除された入札保証金に相当する額（見積もった契約金額100分の5以上）を納付するものとする。また、落札候補者が落札決定のための資格審査書類を提出しないときも同様とする。

契約保証金 免除する。

ただし、契約の相手方が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

前払金 適用しない。

部分払 適用しない。

## 8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 事業名の記載がない、又は公告と一致しない入札書等
- (2) 金額や¥マークの記載がない入札書
- (3) 入札金額を訂正した入札書
- (4) 発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名、押印のいずれかを欠く入札書等
- (5) 市に登録した所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが異なる入札書等（ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りでない。）
- (6) 作成年月日の記載のないもの又は誤りのある入札書等
- (7) 発注者名の記載が誤っている入札書等
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書等
- (9) 賃貸料等内訳書がない入札書
- (10) 賃貸料等内訳書の内訳価格と入札金額が一致しない入札書
- (11) 入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等
- (12) 虚偽の記載がされた入札書等
- (13) 明らかに連合によると認められる者が提出した入札書
- (14) その他入札の条件に違反した者が提出した入札書等

## 9 問合せ先

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所 本庁舎6階

経済観光部観光課 担当：玉城

電話：(098)862-3276 FAX：(098)862-1580